

健康保険証の廃止に関するお知らせ ～マイナ保険証の登録をお願いします～

令和6年12月2日より、健康保険被保険者証（以下、健康保険証）の発行が廃止されます。今後は医療機関等を受診する際の保険資格の確認は、原則、健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードで行う仕組みとなります。

マイナ保険証とは、健康保険証利用登録が完了したマイナンバーカードのことです。健康保険証利用登録は、加入者が自身のマイナポータルまたは、医療機関等の窓口等にて登録する必要があります。詳しくは5ページからの『マイナンバーカードの健康保険証利用方法』をご参照ください。マイナポータルについては7ページをご覧ください。

健康保険証廃止と今後について

- 令和6年12月2日から健康保険証は廃止され、再交付も含め、新規発行がなくなります。
- 令和6年12月2日以降の新規加入者・健康保険証再交付申請者は、健康保険証が発行されないため、マイナ保険証を使って受診することになります。
- 現在お持ちの健康保険証は令和7年12月1日まで使用できますが、令和7年12月2日からは、健康保険証は廃止となるため、使用できません。
- 健康保険証が廃止された後は、マイナ保険証を使用することが原則となります。
- マイナ保険証を有していない方には、健康保険証の替わりとなる資格確認書を発行します。
- 被保険者資格等を簡易に把握できるようにするため、資格情報のお知らせを令和6年10月に配布しました。【資格情報のお知らせは今後、仕様変更になる場合があります】

令和6年12月2日以降、医療機関等での受診について

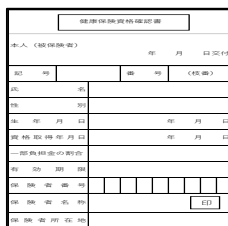
医療機関等の窓口で提示するものは、下記①～③のうちどれか1つです

①マイナ保険証



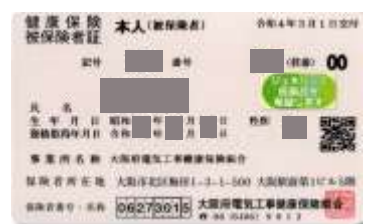
令和6年12月2日から

②資格確認書



令和6年12月2日から
①を所持していない方

③健康保険証



令和7年12月1日まで

医療機関等の資格確認端末で「資格無効」等と表示された場合や、資格確認端末等機器不良等、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等の場合は、①に加えて④か⑤を提示します。ただし、④、⑤単体では受診できません。また、医療機関に頼めば⑥「被保険者資格申立書」という書面をもらえます。申立書に氏名・健保名等を記入し、マイナンバーカードと提出すれば受診することができます。※オンライン資格とは、マイナンバーカードのICチップや健康保険証の記号番号などを用いて、オンラインで保険資格の加入情報を確認する仕組みです。

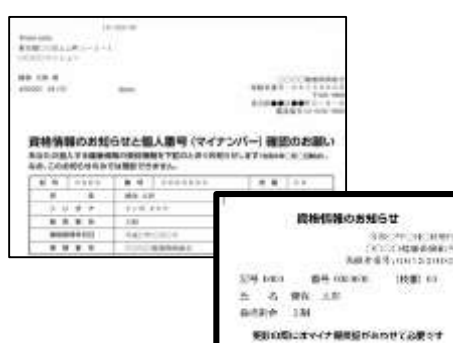
①を使用して窓口で受け付けをしたがエラー等が出た場合は、下記④か⑤あるいは⑥を使用します

④マイナポータルの資格情報



印刷もしくはスマホの画面表示をした資格情報と、マイナンバーカードと一緒に提示することで資格確認

⑤資格情報のお知らせ



「資格情報のお知らせ」の右下を切り取って携帯することが可能です
※仕様変更する場合があります

⑥被保険者資格申立書



①データに基づくより良い医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診等の情報を、医師・歯科医師・薬剤師に口頭で正しく伝えることは大変ですが、受診時・調剤時にマイナンバーカードを用いて受付し、情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができます。初めて受診する医療機関・薬局でも、患者本人が情報提供に同意すれば、医師・薬剤師がデータを確認することができるため、より良い医療が受けられます。

②手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額※1が、ひと月（月の初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

従来は、支給を受けるために、医療機関・薬局の窓口で一度全額を支払った後に、支給申請書を提出するか、もしくは事前に「限度額適用認定証」を申請することで、窓口負担を上限額に抑えることができますが、申請が間に合わなかった場合は、高額な費用を一時的に支払わなければいけません。

しかしこれからは、マイナンバーカードを健康保険証として利用すれば、「限度額適用認定証」がなくても、医療機関で限度額の確認ができるため、公的医療保険が適用される診療に対しては限度額を超える分を支払う必要がありません。

※1 入院時の食費負担や差額ベッド代等は高額療養費制度での自己負担限度額の対象にふくみません。

③マイナーポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる

その年の1月1日から12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えると、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。医療費控除を受けるためには、医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告時に添付する必要があったため、1年分の医療費の領収証を管理する必要がありました。

今後は、マイナーポータルからe-taxに連携することで、医療費の領収証を管理しなくても、医療費通知情報の管理が可能となり、データを自動入力して、確定申告時の医療費控除申請が可能になります。

※医療費控除の入力方法や確定申告の準備については国税庁ホームページを確認してください。

④医療現場で働く人の負担を軽減できる

これまで、医療機関・薬局では適切な医療を提供するため、過去の健診情報や飲み合わせの悪いお薬がないか、問診で都度確認をする必要がありました。また、加入している保険の資格情報の確認では保険証の情報を目視で確認してシステムに手入力するといった対応が必要でした。

しかし、これからは、マイナンバーカードを健康保険証として利用し情報提供に同意いただくと、お薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができ、業務効率化が図れます。

保険資格の情報確認においても、マイナンバーカードと顔認証付きカードリーダーを用いて資格情報などを自動取得することができるため、事務職員の負担が軽減され、さらに自動化により誤記リスクも減らすことができます。

⑤それ以外にも！

- 従来の健康保険証より医療費が20円節約でき、自己負担が軽くなります。（薬剤情報などの提供への同意が必要です）
- 転職や引越しをしても、新しい健康保険証の発行を待つことなく、加入や変更の手続きが完了次第、マイナ保険証を引き続き使用できます。
- 救急現場では、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用されます。また、災害時などの緊急時にも、薬歴などの情報が医師や薬剤師に自動的に連携されるので、万が一のときにも安心です。

よくある質問

Q：子どもなど、自身で本人確認を行うことが難しい場合はどうすればいいですか？

A：保護者などの代理人が暗証番号を入力することで代わりに本人確認を行うことができます。暗証番号の設定が不要の顔認証マイナンバーの場合は、顔認証は本人が行いますが、代理人が顔認証付きカードリーダーを操作し、本人確認の補助を行うことができます。

※障がいのある方など、自身での本人確認が難しい場合は、患者ご本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が患者のマイナンバーを顔認証付きカードリーダーに置く等の必要な支援を行うことは、差し支えないとされています。

Q：マイナンバーカードを毎回持参する必要がありますか？

A：マイナ保険証として利用する場合、毎回、医療機関・薬局において顔認証付きカードリーダーで本人確認を行っていただくようお願いします。

Q：医療機関等でオンライン資格確認を利用したら、「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されるのですが、なぜこうした事象が起こるのですか？

A：転職等により医療保険の資格変更があった場合には、新たな資格情報をオンライン資格確認等システムに登録します。現在、新しい健康保険証がお手元に届くまでに一定の期間を要するのと同様に、データ登録までには一定の期間を要するため、この間に医療機関等でオンライン資格確認を利用すると、「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されます。また、新規データ登録時にシステムチェックを行っており、誤りの疑いがある場合には、オンライン資格確認等システムへの連携を一時的に止めて、健康保険組合において事業所様と確認を行います。

マイナ保険証を持っていない方などについて【資格確認書】

マイナンバーカードを持っていない、または、マイナンバーカードは持っているがマイナ保険証への利用登録登録をしていない方など、マイナ保険証による保険資格の確認（オンライン資格確認）ができない状況の方へは、医療機関等へ資格確認書を提示することで保険診療を受けられるようになります。資格確認書は交付対象者からの申請または職権により交付します。

【新規加入者】	資格確認書は、令和6年12月2日以降、資格取得届（被扶養者（異動）届）にご本人様からの申請に基づき、事業所様を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者様に発行します。 ※新規加入時に申請がなかった方で、マイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行しますが、相当な期間を要することから、正しく申請されるようお願いいたします。
【既存加入者】	マイナンバーカードを有していない方、または、マイナンバーカードを有しているがマイナ保険証の登録をしていない方については、令和7年10月頃に、職権により資格確認書を交付します。

- 資格確認書の発行を希望されても、マイナ保険証登録が確認できた方には、発行はしません。
 - 氏名、記号・番号、負担割合等の変更、破損、紛失した場合は、事業主からの申請により再交付します。
 - 資格喪失した時は、令和11年12月1日まで資格確認書は回収が必要となります。
 - 資格確認書の有効期間は令和6年12月2日から5年間とし、令和11年12月1日までとします。
- ※ 令和11年12月2日以降は、資格確認書の回収は不要です。

資格情報のお知らせについて 自身の情報を確認するために送付します。何もしていただくことはございませんが、情報に誤りがある場合はお知らせください。

交付する目的	<p>①すべての加入者に、自身の健康保険の資格情報を簡易に把握するために交付。</p> <p>②マイナ保険証と一体で携帯することで、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等も受診しやすくするために交付。</p> <p>（オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等は、全保険医療機関の内の約5%）</p> <p>また保険医療機関等の資格確認端末等の機器不良等が発生した場合、マイナンバーカードと一緒に提示することで資格確認ができ、保険診療を受けられます。</p>
--------	---

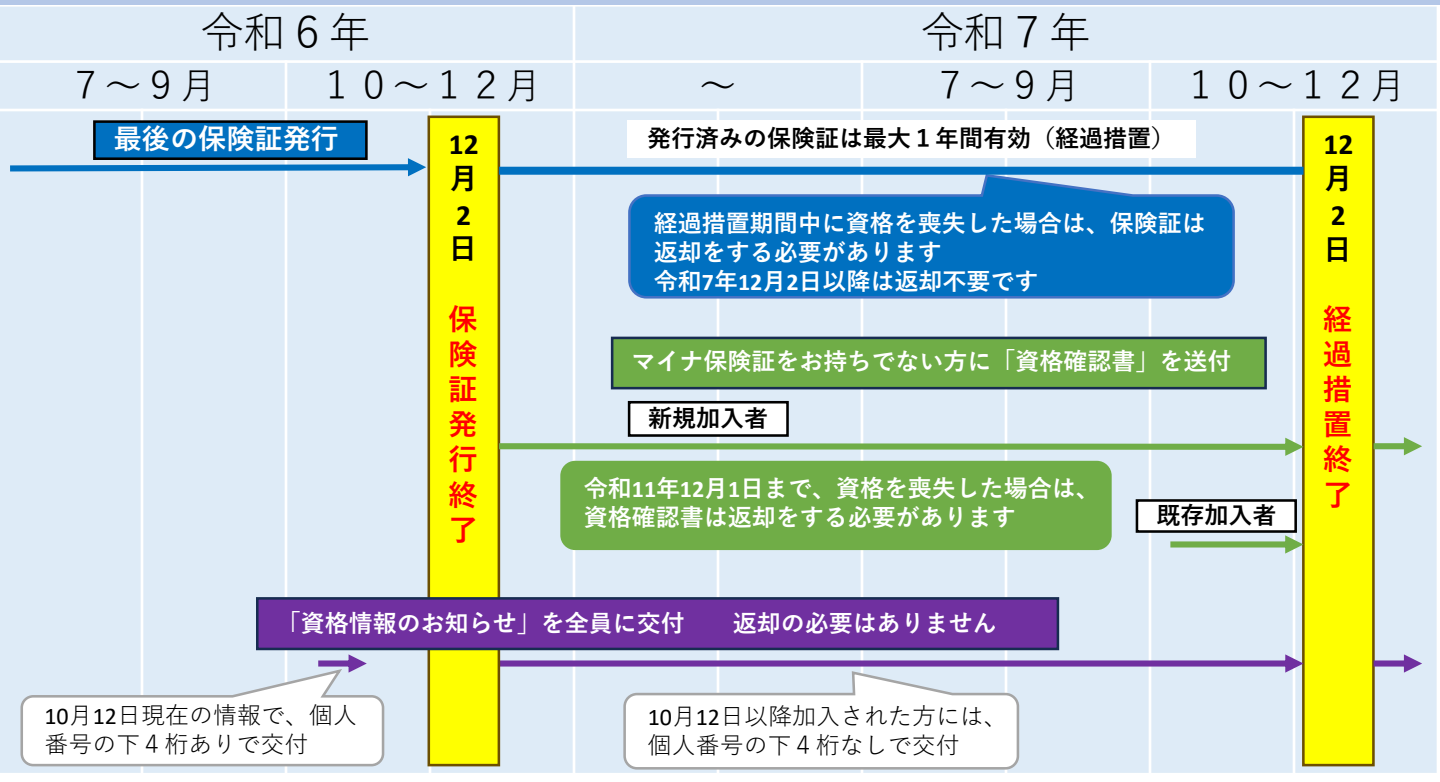
現在加入されている方には、令和6年10月12日現在の情報で、個人番号下4桁を含む資格情報のお知らせを10月末に配布しました。

令和6年10月12日以降に、新規で資格を取得された方には令和6年12月2日以降できるだけ速やかに、個人番号下4桁を含まない資格情報のお知らせを送付します。

資格確認書は、マイナ保険証を持っていない人に健康保険証代わりとして単体で利用できますが、資格情報のお知らせ単体では保険医療機関等を受診することができません。

被扶養者が就職等で削除した場合、異動届と保険証と新たに取得した保険証（写）を添付していただいていたりましたが、今後は保険証（写）ではなく資格情報のお知らせ（写）をお願いします。

スケジュールのイメージ



特にご注意いただきたいこと

現行の健康保険証

令和6年12月1日まで現行の健康保険証を交付可能ですが、12月1日は交付年月日、資格取得年月日のうち、**交付年月日を基準**とします。したがって、資格取得日が令和6年12月1日以前であっても、交付年月日が令和6年12月2日以降となる場合には、健康保険証は**交付できません**。

資格確認書

令和6年12月1日以前に交付した現行の健康保険者証をお持ちの方には、健康保険証が令和7年12月1日まで利用できますので、資格確認書の交付は令和7年10月頃を予定しております。なお、マイナ保険証の登録が完了している方には**交付しません**。

資格確認書のき損・滅失による再交付については、事業主を経由して申請していただきます。なお、申請者がマイナ保険証を有しており、医療機関の受診時に利用可能である場合には、原則、資格確認書は**再交付しません**。

資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせは、マイナポータルの資格情報画面をダウンロードした場合は、資格情報のお知らせを携帯する必要はありませんが、マイナポータルの資格情報画面をダウンロードしたスマホは必要です。なお、資格情報のお知らせだけでは**受診できません**。

健康保険証の廃止後、保険給付の請求時に必要な記号・番号は、マイナポータルの資格情報画面や資格情報のお知らせで確認することができます。

資格情報のお知らせの再交付については、事業主を経由して申請していただきます。なお、加入者がマイナポータルにログインすることで自身の資格情報を確認できる方については、資格情報のお知らせは**再交付しません**。マイナポータルの資格情報画面を確認できない場合は、事業主を経由して申請してください。また、**氏名変更による再交付は不要とされています**。


マイナンバーカード

- ★マイナンバーカードの有効期間は、発行日から10回目（未成年者は5回目）の誕生日まで、
 - ★電子証明書の有効期間は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までに設定されています。
- 有効期限を迎える方に対し、有効期限の2～3か月前を目途に有効期限通知書が送付されます。
- ※マイナンバーカードを紛失した場合、2024年12月から最短5日程度で再発行が可能になります。
- 紛失時には、24時間365日フリーダイヤル [マイナンバーカード総合窓口 \(0120-95-0178\)](tel:0120-95-0178) に連絡を。

届出について

- ・資格取得届、被扶養者異動届は、事実があった日から5日以内に届出することが求められています。
- 氏名・フリガナ・生年月日・性別・住民票住所・個人番号は正確に届出てください。**届出内容が誤っていると、情報の紐づけができずマイナ保険証として利用することができません。**

まとめ

	健康保険証	資格確認書	資格情報のお知らせ
発行	再交付を含め、新規発行は令和6年12月1日まで  令和6年12月2日から マイナ保険証が原則	※マイナ保険証を持っていない方だけに発行 ・令和6年12月2日以降、新規加入者には申請もしくは職権により発行 ・既存加入者には令和7年10月頃に職権により発行	・令和6年10月12日現在の情報を基に令和6年10月発行 ・令和6年10月12日以降の新規加入者には、令和6年12月2日以降随時発行
利用可能期間	経過措置期間として令和7年12月1日まで利用可能	令和6年12月2日～令和11年12月1日まで5年間有効	健康保険証として利用不可
回収義務	令和7年12月1日までに資格喪失の場合 必要	令和11年12月1日までに資格喪失の場合 必要	回収不要
	令和7年12月2日以降資格喪失の場合 不要	令和11年12月2日以降資格喪失の場合 不要	
再交付	令和6年12月1日まで可 令和6年12月2日以降不可	氏名、記号・番号、負担割合等変更、破損、紛失等は、事業主を経由し再交付	マイナポータルで資格確認ができる場合は再交付不要

※ 健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせを破棄する際は、個人情報に記載されていますので細心の注意を払って破棄してください。

マイナンバーカードの健康保険証利用方法

マイナンバーカードの健康保険証利用の方法についてご紹介します。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには以下の3つのステップが必要です。

【STEP1.マイナンバーカードを申請・作成する】

【STEP2.マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する】

【STEP3.医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする】

【STEP 1 マイナンバーカードを申請・作成する】

マイナンバーカードまだお持ちでない方は、以下の方法で申請ができます。

1. スマートフォンから申請
2. パソコンから申請
3. 郵便による申請
4. まちなかの証明写真機からの申請

STEP 1は、自治体から届いた「マイナンバーカード交付申請書」をお持ちの方向けです。お持ちでない方は、市町村窓口で再発行ができますので相談してください。

4つの申請方法の手順はこちら！

スマートフォン

イチオシ!

- 1 スマホで顔写真を撮影
- 2 スマホで交付申請書のQRコードを読み取る。
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

半分近くの人がオンラインからの申請なんだって!

パソコン

- 1 カメラで顔写真を撮影
- 2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

郵便

- 1 交付申請書に必要な事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。

交付申請書がない場合
専用サイトから交付申請書をダウンロードできます。プリントアウトしてお使いください。

証明写真機

- 1 タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。
- 2 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす。
- 3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- 4 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了。

【STEP 2 マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する】

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、保険証利用の申込み(初回登録)が必要です **生涯1回のみ**

申請には3つの方法があります。

- ① 顔認証付きカードリーダーからの申請
- ② セブン銀行ATMからの申請
- ③ マイナーポータルからの申請

① 顔認証付きカードリーダーからの申請

▶ 医療機関・薬局のカードリーダーから手続きができます

顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く

本人確認(顔認証等)

同意取得(お薬情報など)

マイナンバーカードを保険証として登録

登録せずに終了

登録する

※カードリーダーのメーカーにより画面が異なります

登録完了!!

マイナンバーカードが保険証として利用可能に!!

利用

同意取得(お薬情報など)

お手数ですが、再度、同意取得画面の操作をお願いします

② セブン銀行ATMからの申請

- お持ちのスマートフォンがマイナーポータルアプリ(申込に必要な専用アプリ)に対応していない方
- スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォンの操作に自信のない方に、おすすめ

マイナンバーカードと利用者証明用パスワード(4桁)が必要です



③ マイナーポータルからの申請
スマートフォン版のマイナーポータルでの利用登録方法です

STEP0

必要なものを用意する

- ・ 申込者本人のマイナンバーカード
- ・ 「マイナーポータルアプリ」のインストール

【iOS版】

【Android版】



STEP 1

マイナーポータルアプリを起動する

- ・ マイナーポータルアプリを起動
- ・ 「申し込む」を押し、申込のページを開く



STEP 2

利用規約等を確認して、同意する

- ・ 「マイナーポータル利用規約」を確認し、同意して次に進むを押す併せてマイナーポータルの利用者登録が行えます

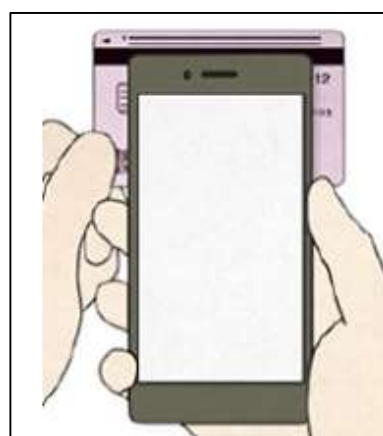


STEP 3

マイナンバーカードを読み取る

申込完了

- ・ 数字4桁の暗証番号を入力する
- ・ マイナンバーをスマートフォンにぴったりとあてて読取開始ボタンを押す



【STEP 3 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする】

受付のカードリーダーにマイナンバーカードを入れる カードリーダーは5種類あります

顔認証、または4桁の暗証番号入力のどちらかを選択する

●顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます



●暗証番号の場合

カード申請時に設定した暗証番号を入力します



同意取得

●過去の診療・薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します



●特定健診情報

メタボ健診（40から74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します



受付終了
カード取出し

マイナンバーカードの安全性

なりすましはできない

✓ 顔写真入りのため、対面での悪用は困難。



万全のセキュリティ対策

- > 紛失・盗難の場合は、**24時間365日体制で停止可能**
- > アプリ毎に暗証番号を設定し、**一定回数間違えると機能ロック**
- > 不正に情報を読み出そうとすると、**ICチップが壊れる仕組み**



大切な個人情報が入っていない

✓ ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されない。

マイナンバーを見られても個人情報は盗まれない

✓ マイナンバーを利用するには、顔写真付き身分証明書等での本人確認があるため、悪用は困難。



オンラインの利用にはマイナンバーは使われない

ご自身の情報が正しく紐づけられているか確認する方法

お持ちのスマートフォンで「マイナポータル」にログインし以下の手順で確認することができます



マイナポータルについて

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政手続きがワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。マイナポータルで提供される具体的なサービスは以下のとおりです。

1. 手続きの検索・電子申請
地方公共団体が提供している行政機関の手続きを検索したり、オンライン申請ができる
 2. 自己表示（わたしの情報）
行政機関、健康保険組合などが持っている自分の特定個人情報が確認できる
 3. お知らせ
行政機関などから配信されるお知らせを確認できる
 4. 情報提供等記録表示（行政機関のあいだでの情報履歴（やりとり履歴））
情報提供ネットワークシステムを通じた住民情報のやり取りの記録を確認できる
 5. 外部サイト連携（もっとつながる）
外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になる
- ※ 詳しくは、『総務省 マイナポータルを使ってみましょう』で検索し、総務省PDFのサイトをご覧ください。

健康保険組合からのお願い

- すでにマイナ保険証を有している方で、健康保険証を自主返納したい方は、令和6年12月2日以降に、事業所を経由して健保組合に返納してください。
- マイナ保険証を利用するためには、資格取得届・被扶養者（異動）届の記載内容が正確なものでなければなりません。

そのためには

漢字氏名・フリガナ・生年月日・性別・住所及び個人番号を間違えないようにお願いします。

住所については、住民票住所が基本となります。資格取得届・住所変更届において、居住地と住民票住所の記載ができるように変更しております。

- 電子申請の活用もご検討ください。
電子申請の場合は、申請されたデータがそのままシステムに登録されるため、入力誤りのリスクがなくなります。
また郵便料金の値上げによるコスト高を気にしなくていいこと、郵便配達に要する日数も短縮されることから、少しでも早くマイナ保険証の登録ができますので、電子申請のメリットはかなり大きいと思います。
マイナ保険証に切り替わるからこそ、電子申請が生きてきますので、ぜひご活用ください。

- これまで健康保険証の交付は、申請を受付けてから、原則、当日に発行しておりました。今後も申請当日に登録処置を行っていきませんが、マイナポータルに登録が完了されるまでに、少なくとも5営業日を要するとされています。
今後は、取得・扶養申請に伴う資格確認書、資格情報のお知らせの発行等は、約1週間かかると見込まれます。
申請情報に誤りが疑われる場合は、情報連携を一時的に止めて確認を行うことから、さらに登録が遅れることとなります。
このように、登録完了までに日数を要することから、届出は、事実があった日から5日以内を厳守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

マイナ保険証は、安全・確実な本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールであり、社会全体のデジタル化を進めるために最も重要なインフラとされています。

これからは、デジタル技術を活用し、社会や生活がよりよく変革して、より良質な医療やケアを受けられるような医療DXにシフトしていきます。

マイナ保険証は医療DXに繋がる入口となります。
健康保険証が廃止される前に、マイナ保険証として登録されることをおすすめします。